

第 151 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平成 30 年 3 月 12 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 151 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 30 年 3 月 12 日 (月) 午後 2 時 01 分

2. 閉会年月日 平成 30 年 3 月 12 日 (月) 午後 2 時 27 分

3. 開催場所 中央公民館 町民室

4. 出席委員 (16 人)

会 長	1 番 赤 石 敏 文	
会長職務代理	10 番 中 村 文 男	
委 員	2 番 石 橋 薫	3 番 堀 内 重 男
	4 番 砂 庭 周 平	5 番 工 藤 信 仁
	6 番 佐々木 一 雄	7 番 三 浦 恵美子
	8 番 松 村 範 明	9 番 滝 田 信 彦
	11 番 河守田 雄 一	12 番 野 田 清 八
	13 番 山 田 憲 幸	14 番 川守田 雄 一
	15 番 梅 内 勝 治	16 番 奥 瀬 修 一

5. 欠席委員 (0 人)

欠席者

6. 会議書記

事務局長	松 橋 悟
主 幹	佐 藤 慶
総括主査	沼 畑 ゆ き 子

7. 会議日程

日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	報告第 5 号 使用貸借合意解約書の受理について
日程第 5	報告第 6 号 農地の賃借料情報の提供について
日程第 6	議案第 4 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 7	議案第 4 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
日程第 8	議案第 4 6 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第 9	議案第 4 7 号 農用地利用配分計画案に関する意見について
日程第 10	議案第 4 8 号 平成 3 0 年度農作業標準賃金・標準料金の設定について

事務局長	ただいまから、第 151 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。
赤石会長	本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 さっそくですが、議事に入りますので、よろしく申し上げます。
事務局長	本日は委員 16 名全員の出席となっております。それでは、南部町農業委員会会議規則 第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進 行は赤石会長をお願いいたします。 <p style="text-align: right;">(午後 2 時 0 1 分)</p>
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 9 番 滝田信彦 委員 10 番 中村文男 会長職務代理を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思えます。 これに、ご異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 【「異議なし」の声あり】 次に、日程第 4 報告第 5 号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。 報告の朗読と説明を求めます。 佐藤主幹

佐藤主幹	<p>それでは、報告第5号について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化基盤法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので、報告するもので、2件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成30年1月20日から平成40年1月19日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引渡しの時期は平成30年2月20日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号2番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成30年2月20日から平成40年2月19日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引渡しの時期は平成30年2月23日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの報告第5号について、発言はありますか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>発言がないようですので、以上で報告第5号「使用貸借合意解約書を受理について」の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第5 報告第6号「農地の賃借料情報の提供について」を報告いたします。</p> <p>報告の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>それでは、報告第6号について、ご説明いたします。</p> <p>平成29年1月から12月までに締結した農地の賃貸借における賃借料水準の動向について、情報を提供するものです。</p> <p>田の部ですが、南部町全域の平均額は4,300円で、最高額は7,200円、最低額は2,000円です。</p> <p>畑の部は、南部町全域の平均額が6,600円で、最高額は10,000円、最低額は2,900円です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの報告第6号について、発言はありますか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>発言がないようですので、以上で報告第6号「農地の賃借料情報について」の報告を終わります。</p>

議 長	<p>次に、日程第6 議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第44号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は4件で、所有権の移転に関するものであります。調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>佐々木 調査員</p>
佐々木調査員	<p>6番 佐々木から説明いたします。</p> <p>去る3月2日、工藤委員と中央公民館において、議案第44号及び議案第45号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第44号についてですが、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号2番の申請理由は、譲受人が借入地である申請地を取得するものです。</p> <p>番号3番と番号4番の申請理由は、譲渡人と譲受人がそれぞれの自作地を相互交換するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>議案第44号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7 議案第45号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。佐藤主幹</p>

佐藤主幹	<p>議案第45号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請は1件です。</p> <p>番号1番は所有権の移転に関する件であります。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、ご参考ください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明させていただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>佐々木 調査員</p>
佐々木調査員	<p>議案第45号について、農地法第5条第2項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人及び譲受人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、譲受人が自己住宅を建築し、転居するため、譲渡人から申請地を譲り受けるものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>番号1番について、補足いたします。</p> <p>申請地の位置ですが、南部町役場から北東約230mの距離にあり、住宅地と農地の混在する集落内に位置し、申請地の周辺は宅地となっています。</p> <p>農地区分については、「南部町役場から300m以内の区域」と認められることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>第3種農地の転用は、許可することができることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第45号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第7 議案第45号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第8 議案第46号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>ここでは、5番 工藤 信仁 委員、9番 滝田 信彦 委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時14分退席)</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
<p>佐藤主幹</p>	<p>議案第46号について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は13件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。</p> <p>番号2番の利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額10,000円です。</p> <p>番号3番の利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。</p> <p>番号4番の利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。</p> <p>番号5番の利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。</p> <p>番号6番の利用目的は田、期間は10年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号7番の利用目的は田、期間は5年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号8番の利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。</p> <p>番号9番の利用目的は畑、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額9,241円です。</p> <p>番号10番の利用目的は畑、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額10,000円です。</p> <p>番号11番の利用目的は畑、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額4,760円です。</p> <p>番号12番の利用目的は畑、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額2,868円です。</p> <p>番号13番の利用目的は畑、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額4,854円です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第46号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第8 議案第46号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>

<p>議 長</p>	<p>ここで、工藤信仁委員、滝田信彦委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 1 9 分着席)</p> <p>次に、日程第 9 議案第 4 7 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
<p>佐藤主幹</p>	<p>議案第 4 7 号について、ご説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による案件は 2 件です。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の規定に基づき、「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、所有者の氏名・住所、権利の設定を受ける者の氏名・住所、利用目的、存続期間、支払方法は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は畑、存続期間は平成 30 年 3 月 13 日から平成 40 年 3 月 12 日までの 10 年間、10 a 当たりの賃借料は年額 2,868 円です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は畑、存続期間は平成 30 年 3 月 13 日から平成 40 年 3 月 12 日までの 10 年間、10 a 当たりの賃借料は年額 4,854 円です。</p> <p>以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 4 7 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 9 議案第 4 7 号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 1 0 議案第 4 8 号「平成 3 0 年度農作業標準賃金・標準料金の設定について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
<p>佐藤主幹</p>	<p>議案第 4 8 号について、ご説明いたします。</p> <p>昨年 1 0 月に、青森県最低賃金の改正が行われ、1 時間当たり 738 円になりました。本委員会を設定している平成 2 9 年度の標準額は 725 円で、最低賃金より 13 円下回る額となることから、議案書に記載のとおり、平成 3 0 年度の農作業標準賃金の額を設定するものです。</p>

佐藤主幹	<p>平成30年度の標準賃金は、水田田植え及び脱穀等を200円引き上げ6,000円に、りんご剪定は400円引き上げて9,000円に改正するものです。</p> <p>なお、機械作業による標準料金は、平成29年度と同額とするものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>議案第48号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第10 議案第48号については、原案のとおり決定いたしました</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第151回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時27分)</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月12日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員